



平成22年7月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ネ)第440号 不当利得返還請求控訴事件〔原審・名古屋地方裁判所平成21年(ワ)第4691号〕

口頭弁論終結日 平成22年6月9日

判 決

控訴人兼被控訴人(1審原告)

(以下「1審原告」という。)

同 訴訟代理人弁護士

檀 浦 康 仁

同

村 上 文 男

同

尾 関 栄 作

同

勝 又 敬 介

同

梅 村 明 男

同

伴 麻 里

同

木 村 環 樹

同

渡 邊 健 司

同

森 田 祥 玄

同

佐 藤 三 智

同

林 瑛 子

同

上 禰 幹 也

同

水 野 憲 幸

同

永 井 康 之

同

南 善 隆

東京都港区六本木1丁目8番7号

被控訴人兼控訴人(1審被告)

株式会社SFコーポレーション

(以下「1審被告」という。)

同 代 表 者 代 表 取 締 役 飯 村 剛

同 訴 訟 代 理 人 支 配 人

主 文

1 1 審原告及び1 審被告の各控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 1 審被告は、1 審原告に対し、80万2706円及びうち62万7241円に対する平成21年8月8日から、うち3万3000円に対する同年5月7日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 1 審原告のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1, 2 審を通じてこれを5分し、その3を1 審被告の負担とし、その余を1 審原告の負担とする。

3 この判決は、第1 項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 1 審原告

(1) 控訴の趣旨

ア 原判決を次のとおり変更する。

イ 1 審被告は、1 審原告に対し、91万9706円及びうち62万7241円に対する平成21年8月8日から、うち15万円に対する同年3月20日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 訴訟費用は、第1, 2 審とも1 審被告の負担とする。

エ 仮執行宣言

(2) 1 審被告の控訴の趣旨に対する答弁

ア 1 審被告の控訴を棄却する。

イ 控訴費用は1 審被告の負担とする。

2 1 審被告

(1) 控訴の趣旨

- ア 原判決中，1 審被告の敗訴部分を取り消す。
- イ 上記部分について，1 審原告の請求を棄却する。
- ウ 訴訟費用は，第 1，2 審とも 1 審原告の負担とする。

(2) 1 審原告の控訴の趣旨に対する答弁

- ア 1 審原告の控訴を棄却する。
- イ 控訴費用は 1 審原告の負担とする。

第 2 事案の概要

- 1(1) 本件は，1 審原告が，貸金業者である 1 審被告との間の継続的な金銭消費貸借取引（本件取引〔原判決 3 頁 4 行目〕）に係る弁済金のうち利息制限法所定の制限利率を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元金に充当すると過払金が発生しており，かつ，1 審被告は過払金の受領が法律上の原因を欠くことを知っていたから民法 704 条前段の悪意の受益者に当たると主張し，1 審被告に対し，①主位的に，不当利得返還請求権に基づき，1 審被告から開示された取引履歴に係る最初の取引（返済）時点（平成 11 年 5 月 17 日）の貸付債務残高を零円とすることを前提に，平成 21 年 8 月 7 日までの過払金 1 1 7 万 9 7 3 3 円及び未払利息 2 7 万 3 5 3 0 円の合計 1 4 5 万 3 2 6 3 円並びに上記過払金に対する平成 21 年 8 月 8 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による法定利息の支払を求め，②予備的に，(a)不当利得返還請求権に基づき，上記最初の取引以前の取引内容について 1 審被告の推定する内容を前提に過払金 6 2 万 7 2 4 1 円及び未払利息 1 4 万 2 4 6 5 円の合計 7 6 万 9 7 0 6 円並びに上記過払金に対する前同日（平成 21 年 8 月 8 日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による法定利息の支払を求め，(b)上記取引履歴の開示等が 1 審原告に対する不法行為を構成する旨主張し，不法行為に基づく損害賠償（慰謝料 5 0

万円及び弁護士費用5万円)として55万円及びこれに対する平成21年3月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 原判決は、①本件取引が一連のものではなく、平成11年5月17日時点の貸付残高が零円ではないこと等を理由に1審原告の主位的請求を棄却し、②1審原告の予備的請求のうち、(a)不当利得返還請求権について、平成15年10月2日までの本件第1取引(原判決3頁5行目)と平成16年11月8日以降の本件第2取引(同3頁5行目)に分かれるとした上(1審原告の請求は一連の取引であるとする。)、本件第1取引についての過払金56万2896円及び未払利息16万4690円の合計72万7586円並びに上記過払金に対する平成21年8月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払、本件第2取引についての過払金1万4099円及び未払利息2618円の合計1万6717円並びに上記過払金に対する同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払をそれぞれ求める限度で認容し、(b)不法行為に基づく請求について11万円及びこれに対する平成21年5月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容したところ、1審原告及び1審被告の双方が、これを不服として控訴した。

(3) 1審原告は、当審において、上記(1)②(a)の過払金62万7241円及び未払利息14万2465円の合計76万9706円並びに上記過払金に対する平成21年8月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払、上記(1)②(b)のうち不法行為に基づく損害賠償として15万円及びこれに対する平成21年3月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度に請求を減縮した(主位的請求の撤回と予備的請求のうちの不法行為に基づく損害賠償請求の減縮)。

2 前提事実、争点、争点に関する当事者の主張は、次項のとおり当審における

当事者の主張（原審での主張を敷衍するものを含む。）を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事実関係」の1ないし7に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、当審で撤回された主位的請求に係る同2(1)及び同3を除く。）。

3 当審における当事者の主張

(1) 1審原告

ア []（以下「[]」という。）の支配人性について

1審被告で支配人登記されている者は34名おり、東京都の営業所にはそのうち29名の支配人が登記されている。そのうちの19名の住所地が東京都の営業所から離れており、[]もその住所地が愛知県豊橋市内であり、[]に包括的代理権が付与されているとは考えられない。

[]は、弁護士代理の原則を潜脱するなどの目的で登記されたというべきで、[]の支配人性は否定されるべきである。

したがって、[]が原審で行った準備書面の陳述及び書証の提出は効力がないし、これを許した原審裁判官の訴訟指揮は民事訴訟法54条に反して違法である。

イ 本件取引は一連一体であること

[]の支配人性が否定されるから、1審被告の提出した証拠での立証は否定されるべきこと、本件第1取引の基本契約では有効期間が3年であるが、終了申出がなければさらに3年間自動継続する旨が定められていること、本件第1取引の継続期間が約5年11か月であるのに比較し、本件各取引の間の期間は約1年1か月であって長期間とはいえないこと、1審原告は1審被告から本件第1取引の契約書の返還を受けていないこと、本件第1取引の約定利率は途中から年29.2%となっており、本件第2取引の約定利率と同一であることなどからすると、本件取引は一連一体と評価すべきである。

ウ 1 審被告の不法行為について

(ア) 1 審被告による取引履歴の不開示等という不法行為に基づく 1 審原告の損害額は 15 万円を下回ることがない。

(イ) 不法行為の日は 1 審原告が開示請求を行った日である平成 21 年 3 月 9 日から相当期間である 10 日が経過した日である同月 20 日とすべきである。

(2) 1 審被告

ア ■■■■■ が支配人であること

■■■■■ は、商業登記簿に登録されている支配人であり、会社法 11 条 1 項の権限を有する支配人である。1 審原告はこれを否定する立証を行っていない。

イ 本件取引は個別の取引であること

本件各取引の間の期間は約 1 年 1 か月に及んでおり短期間とはいえないことなどによると、本件各取引は個別の取引というべきである。

ウ 1 審被告には不法行為に当たる行為がないこと

原判決は 11 万円の慰謝料及び弁護士費用を認容している。しかし、1 審被告は、平成 11 年 5 月 17 日以降の取引履歴（甲 2）を開示しており、1 審被告がこれより前の取引履歴を所持しているにもかかわらず、これを故意に開示しなかったことの立証はないから、これが不法行為に当たることはない。

第 3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、原判決と一部異なり、1 審原告の請求は、不当利得返還請求権に基づき 62 万 7 241 円及び平成 21 年 8 月 7 日までの未払利息 14 万 2 465 円（合計 76 万 9 706 円）並びに上記 62 万 7 241 円に対する同月 8 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による法定利息の支払（予備的請求のうちの不当利得返還請求そのもの）並びに不法行為に基づき 3 万 3 000

円（1審原告の原審での請求は55万円、原判決認容額は11万円）及びこれに対する平成21年5月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があると判断する。その理由は以下のとおりである。

2 〇〇の支配人性について

(1) 〇〇は、1審被告の東京都の営業所の支配人として商業登記簿に登録されており、1審被告が〇〇に対して支配人としての包括的代理権限を与えていると主張していること、後記(2)のとおり、特段の反証もないことに照らすと、〇〇の支配人性を認めることができる。

(2) 当審における1審原告の主張（第2の3(1)ア）について

1審被告の支配人として34名が登記され、そのうち東京都の営業所には31名が登記されており（残3名は札幌と福岡）、東京都の営業所の支配人として登記されている〇〇の住所が豊橋市内である事実が認められる（平成22年3月18日付け現在事項全部証明書）ものの、1審被告がその判断によって〇〇に包括的代理権限を与えることがおよそ合理性を欠くとまではいえず、〇〇の上記支配人登記に基づく支配人としての権限に関する事実上の推定が維持されないとまでいうことはできず、この点についての1審原告の主張は採用できない。

3 本件取引は一連一体であるか（原判決争点(2)）について

(1) 本件第1取引は、平成9年11月13日に借入限度額を50万円とする借入限度基本契約が締結され、これに基づいて同日に1審被告から1審原告に10万円が貸し付けられたことにより開始したことが認められ（乙1, 2）、また、本件第2取引は、平成16年11月8日に借入限度額を50万円とする借入限度基本契約書（乙5）を1審原告と1審被告が取り交わし、同日に1審被告から1審原告に20万円が貸し付けられたことにより開始したことが認められる（乙5, 7）。

(2) 一般に第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引が事実上1個の連続した貸付取引であると評価できるか否かについては、原判決11頁7行目から12頁1行目までの(2)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(3) これを本件についてみると、①本件第1取引の継続期間は約5年11か月であるのに対し、本件第1取引の最終の返済から本件第2取引の最初の貸付までの期間は約1年1か月であり、取引の間の期間がそれ自体として長期間ともいえるが、後記の他の要素次第では単に個別取引のなかった期間がそれだけであるにすぎず、取引の枠組みとしてはいつでも利用可能な状態にあったともいい得ること、②本件第1取引の基本契約書が1審被告から1審原告に返還されたことを窺わせる資料はないこと（本件第2取引の基本契約書が作成されているとしても、これをもって本件第1取引の基本契約書を返還していることにはならない。）、③本件第1取引の約定利率は中途から年29.2%となり、本件第2取引の約定利率も年29.2%と同一であり（甲2、乙5）、返済方法（本件第1取引の当初の時点と本件第2取引についての返済方法は、原判決12頁12行目の「返済方法は」から22行目の「こと」までのとおりであるから、これを引用する。）も本件第1取引の当初の時点のものが、約定利率変更に伴って本件第2取引と同様のものに変更されたと推認できること、④本件第1取引におけるカード発行の有無、本件各取引の間の期間における1審原告と1審被告の接触状況等は不明であるが、本件第1取引の基本契約書（乙1）には契約期間を3年とし、その後も当事者の一方の申出がない限り3年間自動継続し、その後も同様とする旨の記載があることなどの事実が認められ、これらを総合すると、本件第1取引と本件第2取引とは、事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができ、本件第1取引において発生した過払金は本件第2取引における貸付債務に充当されるというべきである。

(4) 当審における1審被告の主張（前記第2の3(2)イ）について

1審被告は、本件各取引の間の期間が約1年1か月であって長期間に及んでいると主張するが、本件第1取引の継続期間が約5年11か月であることに照らすと取引のない期間が長期間に及んでいるとはいえないし、その他前記(3)の事実を考慮すると、本件各取引は事実上1個の連続した貸付取引と評価することができ、この点についての1審被告の主張は採用できない。

4 悪意の受益者該当性（原判決争点(3)）について

1審被告が悪意の受益者に当たることについては、原判決14頁16行目から15頁22行目までのとおりであるから、これを引用する。

5 消滅時効の成否（原判決争点(4)）について

(1) 基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引において、その取引において発生した過払金の消滅時効は、特段の事情のない限り、その取引が終了した時点から進行すると解するのが相当であることは、原判決15頁24行目から16頁22行目までの(1)のとおりであるから、これを引用する。

(2) これを本件についてみると、前述のとおり本件第1取引と本件第2取引とは事実上連続した1個の貸付取引であると評価することができるところ、本件第2取引が平成17年11月21日まで継続しており、他に特段の事情は認められないから、同時点から消滅時効が進行すると解され、本件各取引に係る過払金請求権の消滅時効は完成していない。これに反する1審被告の原審における主張は採用できない。

6 不当利得返還請求についてのまとめ

前述のとおり、本件第1取引及び本件第2取引は、事実上1個の連続した貸付取引と評価することができ、制限超過部分を貸付債務に充当計算すると、その結果は、原判決別紙「原告計算書2」のとおり、平成21年8月7日時点で過払金62万7241円及び14万2465円の未払利息が発生していると認められる。

7 1 審被告の不法行為の有無（原判決争点(5)）について

(1) 貸金業者が金銭消費貸借契約上の付随義務として取引履歴を開示すべき義務を負い、これに違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、不法行為を構成することは、原判決17頁の5行目から12行目までの(1)のとおりであるから、これを引用する。

(2) この点についての事実関係は、原判決17頁13行目の「証拠」から18頁1行目までのとおりであるから、これを引用する。

(3)ア 上記のとおり、1 審被告は平成9年11月13日から平成11年5月17日までの間の取引履歴を最終的に開示せず、開示請求から約8か月を経過して本件第1取引の基本契約書及び上記の間の取引に係る明細書兼領収書3通を原審において証拠として提出するにとどまったと認められる。上記期間の取引履歴については、取引開始の平成9年11月13日から金銭消費貸借取引が継続し、ほぼ毎月現実の取引がされていたと認められるにもかかわらず、この部分についての取引履歴が存在しないというのは不自然であり、同取引履歴を抹消した経緯等についての具体的立証もなく、1 審被告が同取引履歴を保持していないとは認め難いから、1 審被告による取引履歴不開示が不法行為に当たるといふべきである。

イ 当審における1 審被告の主張（前記第2の3(2)ウ）について

上記アのとおり、1 審被告が平成11年5月17日までの取引履歴を保持していないとは認め難いから、この点についての1 審被告の主張は採用できない。

(4) 前述の1 審原告の取引履歴開示請求とその後の経緯、1 審被告による一部不開示の期間等、本件に表れた一切の事情に照らせば、1 審原告の精神的苦痛に対する慰謝料は3万円をもって相当と認め、また、相当因果関係のある損害としての弁護士費用は3000円をもって相当と認める。この点について、1 審原告は15万円が相当と主張するところ（前記第2の3(1)ウ(ア)）、

上記事情に照らして採用できない。

- (5) 1 審被告による前記不法行為日は、1 審被告が一部の取引履歴の開示のみを行った日である平成 21 年 5 月 7 日と認められる。この点について、1 審原告は開示請求から 10 日を経過した同年 3 月 20 日と主張するが（前記第 2 の 3(1)ウ(イ)）、同時点を経過しただけでは未だ不法行為が成立したとまではいえないのであって、1 審被告において一部のみの取引履歴を開示し、残部の開示を事実上拒絶したと認められる同年 5 月 7 日をもって拒絶という不法行為のあった日と認めるのが相当である。1 審原告の上記主張は採用できない。

第 4 結論

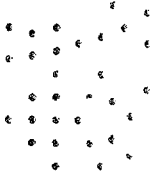
以上によれば、1 審原告の請求は、①不当利得返還請求権に基づき 6 万 2 千 7 百 2 4 1 円及び平成 21 年 8 月 7 日までの未払利息 1 万 4 千 2 百 4 6 5 円（合計 7 万 6 千 9 百 7 0 6 円）並びに上記 6 万 2 千 7 百 2 4 1 円に対する同月 8 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があり、②不法行為に基づく損害賠償について 3 万 3 千 0 百 0 0 円及びこれに対する平成 21 年 5 月 7 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるところ、これと一部異なる原判決を 1 審原告及び 1 審被告の各控訴に基づき変更することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第 1 部

裁判長裁判官 岡 光 民 雄

裁判官 片 田 信 宏

裁判官 光 吉 恵 子



これは正本である。

平成22年7月9日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 水野 世志明